



2022年 7 月 26 日

各 位

会 社 名 NCホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 梶原 浩規
(コード：6236、東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 村田 秀和
(TEL. 03 - 6625 - 0001)

当社の子会社の従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

| | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 払込期日 | 2022年 8 月 26 日 |
| (2) 処分する株式の種類及び株式数 | 当社普通株式 1,043株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき 2,200円 |
| (4) 処分価額の総額 | 2,294,600円 |
| (5) 割当予定先 | 当社子会社従業員 4名 1,043株 |

2. 処分の目的及び理由

今般、当社の子会社は、当社子会社の業績、各割当対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、その取締役会決議により、当社子会社の従業員4名（以下「対象従業員」といいます。）に対し、当社子会社に対する金銭債権合計2,294,600円を付与しました。その上で、当社は、本日開催の取締役会で、金銭債権の合計2,294,600円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭債権の額は金2,200円）、当社の普通株式1,043株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決定いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象従業員とは個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、2022年 8 月 26 日（払込期日）から2025年 8 月 26 日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の従業員のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に退職した場合の取扱い

上記（２）にかかわらず、対象従業員が、譲渡制限期間中に、当社又は当社子会社との間の雇用期間又は契約期間満了（ただし、定年退職後再雇用又は再契約された場合は当該再雇用期間又は再契約期間満了。）、当社又は当社子会社の取締役又は監査役への就任、死亡その他当社の取締役会が正当と認める事由により当社又は当社子会社の従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、本割当株式の全てにつき、譲渡制限を解除する。

（４）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（６）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2022年7月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,200円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上